

技能章指導員・考查員の資格（標準）

No.	技能章	推薦基準
01	野営章	隊長認定
02	野営管理章	スカウトキャンプに熟練しており、野営法関連セミナーの講師になった者、または同等の能力があると県コミッショナーが認めた者。
03	救急章	救急隊員、または日赤救急員認定証を有する者、もしくは救急医療に携わる者。
04	野外炊事章	隊長認定
05	公民章	隊長認定
06	パイオニアリング章	ロープ結びに堪能で、信号塔・台形橋脚・筏等の大型構築物の構造設計および作業の安全管理ができ、構築の指導の経験を有する者。
07	リーダーシップ章	隊長認定
08	ハイキング章	隊長認定
09	スカウトソング章	隊長認定
10	通信章	隊長認定
11	計測章	隊長認定
12	観察章	隊長認定
13	読図章	隊長認定
14	水泳章	指導員、または水泳に堪能であり水泳章の各課目に精通している者。
15	案内章	当該地域に長期間（５年以上）居住し、その（考查する）地域の状況に精通している者。
16	エネルギー章	エネルギー業務に従事しているか、エネルギーについて専門知識を有する者（教員・研究者等）。
17	介護章	介護福祉士、または各種障がいに応じた介護に携わっている者（特別支援学校、福祉施設等に勤務している者）か、それと同等以上の経験を有する者。
18	看護章	看護師、または、日赤健康生活支援員養成講習を修了している者。
19	手話章	手話に堪能である者、または手話奉仕員（市町村）、手話通訳者（都道府県認定）。
20	世界友情章	国際交流をコーディネートしている者。
21	通訳章	英検２級以上か英会話に堪能である者。英語以外の言語については同等の語学力を有する者。
22	点字章	点字を打つことと読むことに堪能である者。
23	園芸章	園芸を職業とするか、自家農園を有し園芸に精通している者。
24	演劇章	演劇に堪能であり、指導の経験を有する者。
25	音楽章	音楽に堪能であり、指導の経験を有する者。
26	絵画章	絵画に堪能であり、指導の経験を有する者。

技能章指導員・考査員の資格（標準）

No.	技能章	推薦基準
27	華道章	華道の指導にあたっている者
28	茶道章	茶道の指導にあたっている者
29	写真章	カメラに精通し、写真展などで入賞、または指導の経験を有する者（写真連盟に所属していることが望ましい）。もしくは写真撮影を職業にしている者。
30	書道章	有段者であり、指導の経験を有する者。
31	竹細工章	竹細工を職業とするか、それと同等の能力を有する者。
32	伝統芸能章	伝統芸能について専門知識を有する者、および伝統芸能の保存に堪能な者。
33	文化財保護章	郷土研究家・社会科教員・県の文化財保護課・市町村社会教育担当の経験を有する文化財の保護に精通した者。
34	木工章	大工を職業にするか、それと同等の能力を有する者。
35	安全章	衛生管理者、もしくは防災関係の業務に従事しているか、精通している者。
36	湾岸視察章	船舶業務に従事している者、または沿岸視察業務に堪能である者。
37	家庭修理章	日曜大工に用いる道具の使用に熟達している者。
38	環境衛生章	環境衛生に精通している者。
39	コンピュータ章	基本情報技術者、またはコンピュータ業務に従事し専門知識を有する者。
40	裁縫章	裁縫を職業とするか、それと同等の能力を有する者。
41	搾乳章	搾乳業務に従事しているか、その経験を有する者。
42	自動車章	自動車運転免許（普通自動車以上）を保有し、運転または整備業務に従事している者（2級整備士以上の資格を有すること）。
43	事務章	各種の事務的なことに堪能である者。
44	珠算章	珠算2級以上の資格を有し、計算業務に堪能である者。
45	消防章	消防業務に従事しているか、その経験を有する者、または防火管理者の資格を有する者。
46	信号章	信号を使用する業務に従事しているか、信号に関して十分な知識を有する者。
47	森林愛護章	林業関係の職業に従事しているか、その経験を有する者、もしくは森林インストラクター。
48	洗濯章	洗濯を職業とするか、それと同等の能力を有する者。
49	測量章	測量を職業としている者で、測量士補以上か、2級建築士以上の有資格者。
50	測候章	測候業務に従事しているか、または測候に関して十分な知識を有する者。
51	鳥類保護章	野生鳥獣保護員か、それと同等の能力を有する者。
52	釣り章	釣りに堪能で、課目指導・考査ができる者。
53	溺者救助章	溺者救助に熟達している者（水上安全法指導員）。
54	電気章	工業高校電気科卒、または同等の能力を有する者（電気工事、電気主任技術者であること）。
55	天文章	天文に関する職業に従事しているか、または天文に関し十分な知識を有する者。

技能章指導員・考査員の資格（標準）

No.	技能章	推薦基準
56	土壌章	農耕業務に従事しているか、農学について専門知識を有する者。
57	農機具章	農耕業務に従事しているか、農学について専門知識を有する者。
58	農業経営章	農耕業務に従事しているか、農学について専門知識を有する者。
59	簿記章	簿記検定Ⅰ級以上の者（A）であり、指導の経験を有する者。
60	無線通信章	第4級アマチュア無線技士以上の資格を有し、交信経験が豊富である者。
61	有線通信章	有線通信の技術関係業務に従事している者。
62	養鶏章	養鶏業務に従事しているか、その経験を有する者。
63	養豚章	酪農業業務に従事しているか、その経験を有する者。
64	ラジオ章	工業高校電子科卒か、同等の能力を有する者（ラジオに精通していること）。
65	わら工章	わら工について堪能である者。
66	アーチェリー章	地域のアーチェリー協会・連盟に加盟する者で、アーチェリー公認審判員2級以上の資格を有する者。
67	オリエンテーリング章	日本オリエンテーリング協会のインストラクターの資格を有する者、または同等の技能経験を有する者。
68	カヌー章	バッジテストB級以上の有資格者か、日本スポーツ協会公認指導者有資格者。
69	自転車章	自転車の販売修理を職業にする者、または同等の能力を有する者でサイクリングに熟練している者。
70	スキー章	バッジテスト2級以上の資格を有するか、スキーに堪能である者。
71	スケート章	バッジテスト2級以上の資格を有するか、スケートに堪能である者。
72	漕艇章	船員またはそれに準ずる業務に従事するか、海洋活動に堪能である者。
73	登山章	日本山岳・スポーツクライミング協会または、日本山岳・スポーツクライミング協会所属の会員である者。
74	馬事章	馬術に堪能である者。
75	小型船舶章	小型船舶操縦士免許またはそれと同等の有資格者で、指導の経験がある者。
76	ヨット章	バッジテスト中級3級以上の資格を有する者で、指導の経験を有する者（指導員以上の資格を有する者が望ましい）。
77	武道・武術章	武道・武術の有段者で、指導の経験を有する者。
78	環境保護章	環境保全・保護や環境教育に精通している者。
79	報道章	ニュース等の報道、または企業・行政・団体等の広報の経験を有する者。
80	薬事章	薬剤師または医師、もしくは医薬品の登録販売者。
81	防災章	行政や地域、企業や団体の防災担当者か、担当した経験を有する者。
82	情報処理章	情報処理技術者、またはIT業務に従事して専門知識を有する者。
83	情報通信章	情報処理技術者、またはICT業務に従事して専門知識を有する者。
84	ネットユーザー章	ネットリテラシーの教育に携わり、指導の経験を有する者。

2024年4月1日 現在